

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 慶弔規程

第1条 本会の会員相互の友好と親睦を図るため、慶弔金品を贈る。

第2条 前条の慶弔金品は次の基準により支給する。

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 会員が死亡したとき | 10,000円 |
| (2) 会員の配偶者が死亡したとき | 3,000円 |
| (3) 会員が勲章、褒章を受章したとき | 10,000円程度 |

2 前項第3号の勲章、褒章の種別は次の各号のとおりとする。

- (1) 春秋叙勲
- (2) 危険業務従事者叙勲
- (3) 春秋褒章

3 一斉改選により民生委員児童委員を退任後、6か月以内に前項の勲章、褒章を受章した者は、第1項第3号の会員とみなす。

第3条 前条第1項第1号及び第2号による弔慰金の支給に際し、会長が必要と認めた場合は、別に花輪を贈ることができる。

第4条 会員の死亡弔意に当たっては、会長の弔辞を贈る。

附則

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行に伴い、財団法人千葉県民生委員児童委員協議会弔慰規程（昭和59年8月10日施行）は廃止する。

第3条 この規程は、公益財団法人への移行認可に伴い平成25年4月1日より施行する。